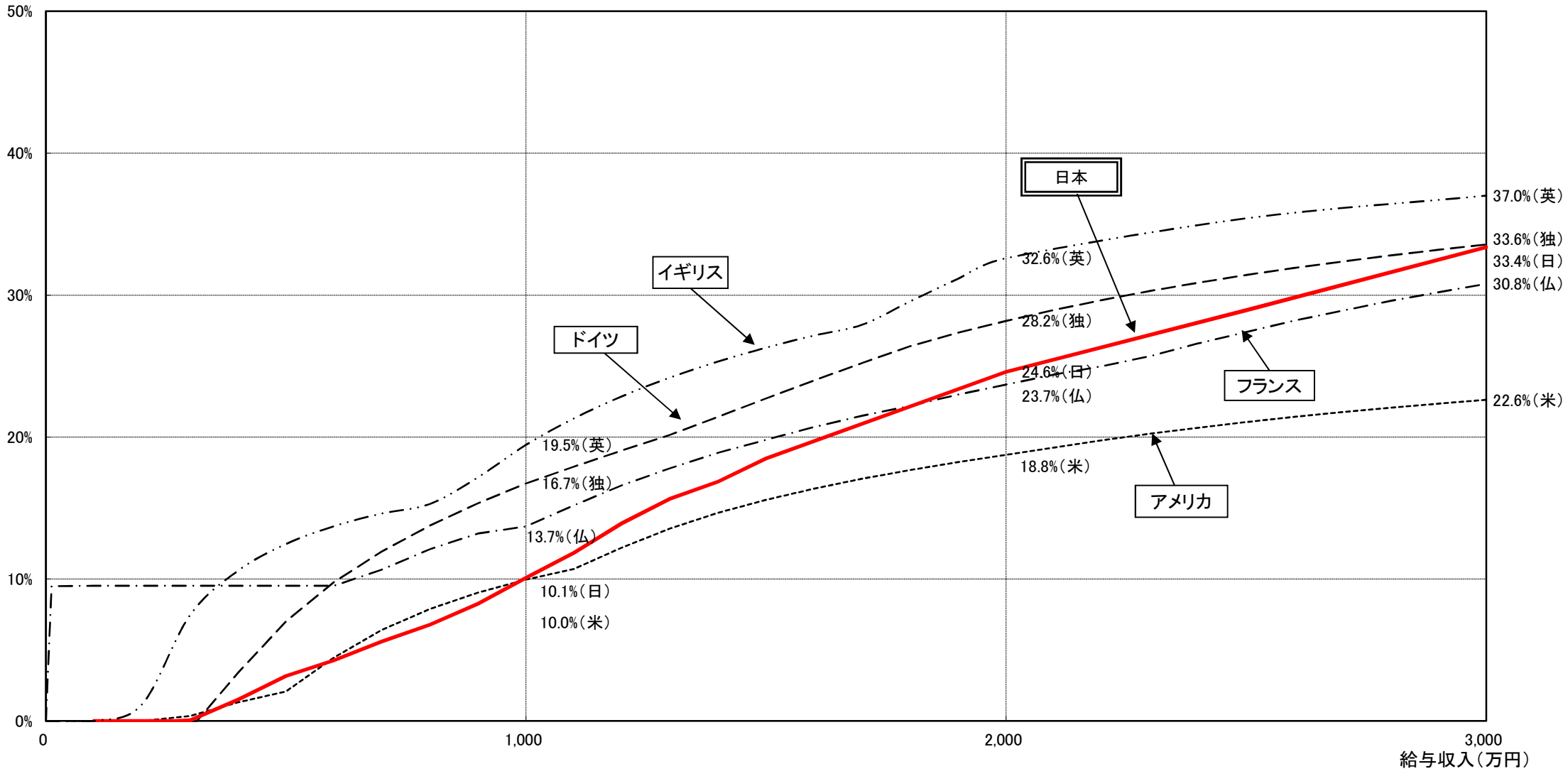


# 個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)

(2021年1月現在)



- (注) 1. 日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般社会税等:所得税とは別途、収入に対して定率(合計9.7%)で課される)が含まれる。なお、同国では2012年1月から財政赤字が解消するまでの措置として、所得に対して0~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。
2. 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。
3. 邦貨換算レート: 1ドル=104円、1ポンド=137円、1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中適用)。
4. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。